自転車サブスクリションサービス利用規約

第1章　総則

第 1 条 (定義)

本規約における用語は次の意味を有するものとします。

・事業者：有限会社タケヒサ

・自転車：事業者が提供する通常利用のための自転車

・利用者：事業者との間で第 3 条に基づき自転車にかかるサブスクリション契約を締結した個人

・サブスク：サブスクリション（定額制サービス）

第 2 条 (規約の適用)

事業者は、事業者が運営する「自転車サブスクサービス」（以下「当事業」という）において、本規約に定めるところにより、利用者に対して、自転車と販売サービスを提供するものとします。なお、本規約に定めのない事項については、法令又は一般の慣習に従うものとします。

第 2 章 サブスク契約

第 3 条 （サブスク契約の締結など）

事業者は、自転車のサブスクを希望する個人（以下「利用希望者」という）との間で本規約に定めるところにより、事業者所定申込書に必要事項を記入のうえ、サブスク契約を締結いたします。ただし、利用希望者が次の各号の一つにでも該当する場合には、事業者は締結を拒絶することができるものとします。

(1)　飲酒又は酒気帯びが認められる場合、その他サブスク自転車を安全に運転することが困難であると事業者が判断したとき。

(2)　麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈していると認められるとき。

(3)　暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力に属していると認められるとき。

(4)　本規約に同意しないとき。

(5)　その他、事業者が適当でないと認めたとき。

第 4 条 （利用条件など）

1. サブスク契約において、利用希望者は、事業者が指定する契約プランにて契約を行うものとします。
2. 利用者は、契約プランに応じて、第 5 章に定める料金を支払うものとします。
3. サブスク契約期間は開始日から起算し同月の同日を迎えた日をもって利用月数が 1 か月加算されます。その後も、翌月の同日を迎える度に 1 か月加算されます。一例として、3 月 20 日に契約した場合は 4 月 19 日までを 1 か月目、翌日 4 月 20 日からを 2 か月目として扱います。但し自転車が盗難されてしまい、盗難保険が適応となった場合、その翌月から支払いを停止いたします。
4. サブスク期間は最低 2 年以上とします。自己都合により途中解約を希望する場合、サブスク契約期間の料金をご精算いただき、返却することが可能です。
5. サブスク契約をした自転車の紛失、盗難、滅失（以下「紛失等」という）は、利用者の責任となります。
6. 前項の場合、利用者はいかなる事情があっても事業者に連絡し、盗難届の申請を行う責任があります。

第 5 条 （盗難保険規約）
本契約で保障される盗難は、株式会社 Unifa が提供している「自転車盗難補償 Cycle charm」が提示している規約に準じます。

詳細は下記の URL に示す。
https://ccrb.co.jp/pdf/contract.pdf

上記規約に加え、利用者は以下に示す規約にも従うものとします。
1,　本盗難保険は、違法駐輪、未施錠、違法駐輪などの故意もしくは重大な過失または法令違反によって盗難された場合、保障されないものとします。
2,　本盗難保険は、盗難にあった後、速やかに警察に盗難届を届け、受理された場合に保障します。
3,　本盗難保険は、水災、火災などの自然災害によって紛失等が発生した場合、保障されないものとします。
4,　利用者は、自転車鍵を使用して、第 6 条に定めるサブスク自転車の利用手続きをすることができるものとします。
5,　利用者は、自転車鍵を善良な管理者の注意をもって、使用・保管するものとし、第三者に使用させてはならないものとします。

6,　事業者は、契約したサブスク自転車の鍵は全て当該利用者によって使用されたものと判断します。

第 3 章 利用手続および返却手続

第 6 条 （利用自転車の貸渡手続き）

1.サブスク自転車の利用手続きは、事業者が第 5 章に定める料金を受領し、防犯登録手続き完了後、当該利用者に対して所定の自転車を受け渡すこと（以下「受渡手続き」という）により完了するものとします。
2.事業者は、運用上の都合、商品在庫の欠品等の理由により、利用自転車の受け渡しができないことがあります。
3.利用者は、前項に定める理由により、利用自転車が利用できなかったことに関して、事業者に対して何らの請求（代替交通手段の利用料金等の補償等の請求を含む）をしないものとします

第 7 条 （サブスク自転車の返却手続きなど）

1.サブスク自転車の返却手続きは、サブスク自転車、自転車鍵およびその他の貸与物品を事業者に返却すること（以下「返却手続き」という）により完了するものとします。なお、これによって、サブスク契約は終了するものとします。
2.利用者は、サブスク自転車の返却に当たって、レンタル自転車に自らの遺留品がないことを確認して返還するものとし、事業者は、遺留品の紛失などについて何ら責任を負わないものとします。

第 8 条 （返却請求）

事業者は、次の各号の一つにでも該当する場合は、利用者にサブスク自転車の返却を求めることができるものとします。

(1)　利用期間中において、利用自転車の支払いが確認できない場合、返却請求いたします。
(2)　利用者が利用期間中に本規約その他の事業者との間の契約の約定に違反したとき。

第 4 章 自転車事故の処置など

第 9 条 （事故処理）

1.サブスク自転車の利用期間中に、当該利用自転車に係る事故が発生したときは、利用者は、事故の規模にかかわらず、法令上の措置をとるとともに、次に定めるところにより処理するものとします。
(1)　直ちに事故の状況などを所管の警察および事業者に連絡すること。
(2)　当該事故に関し、事業者及び事業者が指定する保険会社が必要とする書類又は証拠となるものを遅滞なく提出すること。
(3)　当該事故に関し、事業者は関与しない事とする。

第 10 条 （故障の処置など）

1. 利用者は、利用期間中に利用自転車の利用者負担により、修理をする事とする。
   2.利用者は、利用期間中にサブスク自転車の破損故障などにより修復不可能な場合、事業者に返却が可能だが契約期間の支払いは発生する。また、その場合キャッシュバックは受けられない事とする。

第 11 条 （補償）

1.利用者が規約に基づく賠償責任を負うときはサブスク自転車について締結した TS マーク付帯保険により、次の限度内の保険金が給付されます。但し、その保険約款の免責事由に該当するときはこの保険金は給付されません。
傷害補償 死亡・重度後遺障害（1～4 級）　100 万円（事故日より 180 日以内入院）
傷害補償 入院（15 日以上）　10 万円（事故日より 180 日以内入院）
賠償責任補償 死亡・重度後遺障害（1～7 級）　1 億円
被害者見舞金 入院（15 日以上）　10 万円
2.保険の有効期限は貸渡日より 1 年間です。
　2 年目以降は、利用者負担にて加入をお勧めします。
3.保険金が給付されない損害及び前項の定めにより給付される保険金額を超える損害については、利用者の負担とします。
5.前項に定める損害保険契約の保険料相当額は利用料金に含みます。(一年間)

6.TS マーク付帯保険には、傷害保険と賠償責任保険が付帯していますが保険適用範囲に限りがありますので、必要に応じてご自身での保険加入をお勧めいたします。
7.TS マーク付帯保険についてのより詳しい説明は公益財団法人日本交通管理技術協会にご確認ください。

第 5 章 料金

第 12 条 （料金）

1.料金とは、利用者がサブスク自転車を利用するにあたり、事業者に対して支払う基本料金、その他の料金をいうものとします。
2.事業者は、それぞれの額を明示し、事業者所定の料金表において公表するものとします。

第 13 条 （基本料金）

基本料金とは、第 4 条第 1 項の契約プランにより定められたサービスを受ける際に支払う基本料金をいうものとします。

第 14 条 （キャッシュバックの料金）

キャッシュバック料金とは、契約内容により利用自転車の返却時に事業者が支払う料金をいうものとします。

第 15 条 （料金の支払い）

1.利用者は、サービスの提供を受けた料金を、月払い（クレジットカード払いによる自動引き落とし）により、事業者に対して支払うものとします。
2.事業者は、前項の手段により利用者から支払いを受けられない場合には、事業者が定める他の決済手段により支払いを受けることができるものとします。

第 6 章 返却

第 16 条 （返却方法）

利用者は、サブスク自転車を、事業者の定める方法により定返却できます。

第 17 条 （キャッシュバック条件）

1.利用者は、契約期間内に事業者の定めた条件にてキャッシュバックを受ける事ができます。
2.利用者は、サブスク自転車が通常走行可能な場合のみキャッシュバック受けとる事ができます。
3.事業者は返却自転車に損傷、破損がある場合キャッシュバックを拒否する事ができます。
4.事業者はサブスク自転車に未払いがある場合キャッシュバックを拒否する事ができます。

第 18 条 （管理責任）

1.利用者は、善良な管理者の注意をもってサブスク自転車を利用・保管するものとします。
2.前項の管理責任は、サブスク契約に基づくサブスク自転車の受渡手続きが完了したときより始まり、当該自転車の契約期間が完了したときに終了するものとします。

第 19 条 （禁止行為）

利用者は、サブスク自転車利用期間中、次の行為をしてはならないものとします。

(1)　サブスク自転車を利用者本人以外の者に利用をさせること。
(2)　無謀運転、酒気帯び運転などの危険な行為。
(3)　交通規則を無視した、サブスク自転車の利用。
(4)　乗入が禁止されている公園等や危険箇所、不適当な場所での利用。
(5)　歩行者などの通行障害となるような行為。
(6)　自転車の構造・装置・付属品などの改造、取り外し及び変更。
(7)　条例が定める自転車等放置禁止区域内、許可を得られない私有地及び通行の障害となるような場所での駐輪。
(8)　運転中に故障した場合、無理に運転を継続する行為。
(9)　サブスク自転車を各種テストもしくは競技、牽引もしくは後押し

に利用すること。
(10)　その他、法令又は公序良俗に違反する行為。

第 20 条 （放置自転車に対する処置）

1.利用者が、前条第 7 号で禁止する場所にサブスク自転車を駐輪した（以下「放置」という）とき、利用者は、放置自転車の撤去、保管等の諸費用の負担、返還までの利用料金その他事業者に生じた一切の損害を賠償する責任を負うものとします。
2.前項の場合において自治体及び警察等から事業者に対して自転車の放置について連絡があった場合、事業者は利用者に連絡し、速やかに利用自転車を事業者所定の場所に移動させ、違反者として法律上の措置に従うことを求めるものとし、利用者は、これに従うものとします。
3.事業者が第 1 項の費用を立て替えて支払ったときは、利用者は、この費用を事業者に対して速やかに支払うものとします。

第 21 条 （サブスク自転車の返却義務）

利用者は、利用料未払いの場合返却しなければならない。
その場合、事業者は未払い分の金額を請求する事ができる。

第 22 条 （サブスク自転車契約期間終了の処置）

1.事業者は、契約期間を超過し利用者がサブスク自転車を返却せず、かつ事業者の連絡がない場合　、自動的に契約終了とする。
2.返却後、サブスク自転車の所有権は利用者から事業者に譲渡した事とする。

第 23 条 （賠償責任）

利用者は、本規約の各条項に定めるほか、利用者がサブスク自転車を利用して第三者又は事業者に損害を与えた場合には、その損害を賠償する責任を負うものとします。ただし、利用者の責に帰さない事由による場合を除きます。

第 7 章 免責

第 24 条 （免責）

利用者は、理由の如何に関わらず、サブスク自転車を利用したこと又はサブスク自転車が利用できなかったことにより、自らに損害が生じた場合でも、損害の賠償を請求することができないものとします。

第 8 章 お客様情報の利用

第 25 条 （お客様情報の利用）

1.事業者は、本サービスの提供にあたり取得する利用者の個人情報（当該情報によりまたは他の情報と照合することにより、利用者本人を識別し得る情報をいいます）を事業者が別途定める「プライバシーポリシー」および利用規約に従い取り扱います。
2.事業者は、利用者の個人情報を、以下の第三者に提供することがあります。
〔第三者提供する個人情報〕
事業者プライバシーポリシーに定める事項
〔第三者提供する者の範囲〕
第 11 条に定める補償を実施するために当社が契約する保険会社、その他当社が別途 定める「お客様の個人情報に関するプライバシーポリシー」に定める者
〔第三者提供する者の利用目的〕
事業者プライバシーポリシーに定める事項
〔個人データの管理について責任を有する者〕
有限会社　タケヒサ

第 9 章 雑則

第 26 条 （規約の変更）

事業者が本規約を改訂した場合、事業者所定のＷｅｂサイトへの掲示をもってその通知とします。また本規約の改訂は、利用者への事前の通知無く行うことができるものとします。

第 27 条（遅延損害金）

利用者は、本規約またはサブスク契約に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、事業者に対し年率 14.6％の割合（1 年を 365 日とする日割計算による）による遅延損害金を支払うものとします。

第 28 条（管轄裁判所）

本規約またはサブスク契約に基づく権利および義務について紛争が生じたときは、千葉地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

附則 2023 年 3 月 1 日より施行します